チ　ＣＳＦ１ＰＯ
リ　Ｄ７Ｓ八二〇
ヌ　Ｄ八Ｓ一一七九
ル　Ｄ一〇Ｓ一二四八
ヲ　ＴＨ〇一
ワ　ｖＷＡ
カ　Ｄ一二Ｓ三九一
ヨ　Ｄ一三Ｓ三一七
タ　ＰｅｎｔａＥ
レ　Ｄ一六Ｓ五三九
ソ　Ｄ一八Ｓ五一
ツ　Ｄ一九Ｓ四三三
ネ　Ｄ二一Ｓ一一
ナ　ＰｅｎｔａＤ
ラ　Ｄ二二Ｓ一〇四五
ム　ＤＹＳ三九一

第二条に次の一号を加える。

十　特異行方不明者等ＤＮＡ型記録　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）第二十四条の二第二項に規定する特異行方不明者等ＤＮＡ型記録をいう。

第三条第三項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「ときは」の下に「、速やかに」を加え、「その結果を」を「直ちに、その結果を」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「前条第二項」に改め、「ときは」の下に「、速やかに」を加え、「その結果を」を「直ちに、その結果を」に改め、同項第三号中「被疑者ＤＮＡ型記録」の下に「及び特異行方不明者等ＤＮＡ型記録」を加え、同条第三項中「作成若しくは受信した」を「当該」に、「又は受信した」を「又は」に、「その結果を」を「直ちに、その結果を」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該各項の規定による通知の内容を当該通知に係る被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料についてＤＮＡ型鑑定を嘱託した警察署長等に通知しなければならない。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（整理保管）

第六条　犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者ＤＮＡ型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項（第四条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による被疑者ＤＮＡ型記録、遺留ＤＮＡ型記録若しくは変死者等ＤＮＡ型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2　犯罪鑑識官は、被疑者ＤＮＡ型記録、遺留ＤＮＡ型記録及び変死者等ＤＮＡ型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第七条第三項中「前条第二項の規定による」を「その保管する」に、「に係る対照をした」を「が次の各号のいずれかに該当すると認める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五条第二項の規定による対照をした場合において、当該変死者等ＤＮＡ型記録に係る特定ＤＮＡ型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特定ＤＮＡ型に該当し、当該変死者等ＤＮＡ型記録に係る変死者等が当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特異行方不明者（行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。）であることが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、変死者等ＤＮＡ型記録を保管する必要がなくなったとき。

（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第三条　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の三」に改める。

第十八条第四項中「ときは」の下に「、その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した本部鑑識課長に通知するとともに」を加え、同条に次の一項を加える。

5　前項の規定による通知を受けた本部鑑識課長は、当該通知があった旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

第三章第二節中第二十四条の次に次の二条を加える。

（特異行方不明者等ＤＮＡ型記録の作成等）

第二十四条の二　受理署長は、特異行方不明者について第十八条第五項の規定による通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、次の各号に掲げる者から、その同意を得て、当該各号に定める資料（以下「特異行方不明者等資料」という。）の提出を受け、警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のＤＮＡ型鑑定（ＤＮＡ型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）第二条第三号のＤＮＡ型鑑定をいう。以下同じ。）を嘱託することができる。

一　届出人（次号から第四号までに掲げる者を除く。）　当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料であってＤＮＡ型鑑定に用いられるもの

二　当該特異行方不明者の実子　当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実子の身体の組織の一部であってＤＮＡ型鑑定に用いられるもの

三　当該特異行方不明者の実父　当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実父の身体の組織の一部であってＤＮＡ型鑑定に用いられるもの

四　当該特異行方不明者の実母　当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実母の身体の組織の一部であってＤＮＡ型鑑定に用いられるもの

2　前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のＤＮＡ型鑑定を行い、その特定ＤＮＡ型（ＤＮＡ型記録取扱規則第二条第二号の特定ＤＮＡ型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する受理署長から第四項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定ＤＮＡ型その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下「特異行方不明者等ＤＮＡ型記録」という。）を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

3　科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録を抹消しなければならない。

4　第二項の規定による送信を受けた警察庁犯罪鑑識官は、速やかに、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特定ＤＮＡ型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等ＤＮＡ型記録（ＤＮＡ型記録取扱規則第二条第九号の変死者等ＤＮＡ型記録をいう。以下同じ。）及び死体ＤＮＡ型記録（死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）第四条第二項に規定する死体ＤＮＡ型記録をいう。以下同じ。）に係る特定ＤＮＡ型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

5　前項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容を第一項に規定する受理署長に通知しなければならない。

（特異行方不明者等ＤＮＡ型記録の整理保管等）

第二十四条の三　警察庁犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による特異行方不明者等ＤＮＡ型記録の送信を受けたときは、行方不明者発見活動に資するため、これを整理保管しなければならない。

2　警察庁犯罪鑑識官は、特異行方不明者等ＤＮＡ型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。